

## 株式会社三陽商会に対する景品表示法に基づく措置命令について

平成21年12月9日  
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社三陽商会に対し、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたため、同法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

### 1 関係人の概要

事業者名	株式会社三陽商会
所在地	東京都港区海岸一丁目2番20号
代表者	代表取締役 杉浦 昌彦
設立年月	昭和18年5月
資本金	150億251万742円（平成21年4月1日時点）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 違反事実の概要

対象商品	「MACKINTOSH PHILOSOPHY」の商標を付したニット商品（別紙の3品番に係るもの）
表示期間	平成21年8月11日ころから同年9月25日ころまで
表示媒体	対象商品の品質について記載した下げ札及び品質表示タグ
表示内容	「カシミア25%」と記載することにより、あたかも、対象商品の原材料としてカシミアが25パーセント用いられているかのように示す表示
実 際	対象商品の原材料にカシミアは用いられていなかった。
関係法条	景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）

#### (2) 命令の概要

- ア 前記(1)の表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：植木、會田

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

ベスト（品番「MEJ34-530」）

下げ札

STYLE **MEJ34-530-06**  
SIZE 38  
QUALITY  
羊毛 40%  
カシミヤ 25%  
アンゴラ 20%  
ナイロン 15%

株式会社 三陽商会 RA  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

4548513088427  
  
4548513088427

¥25,200 (24,000)

  
  
MEJ34-530-06  
38 (38)

品質表示タグ

MEJ34-530-06  
38



S33

羊毛 40%  
カシミヤ 25%

アンゴラ 20%  
ナイロン 15%

株式会社 三陽商会  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

01496-14 ODR

カーディガン（品番「MEJ35-530」）

下げ札

STYLE **MEJ35-530-55**  
SIZE 38  
QUALITY

羊毛	40%
カシミア	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会 RA  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製


4548513089489  
  
4548513089489

¥29,400 (28,000)

  
  
  
MEJ35-530-55  
38 (38)

品質表示タグ

MEJ35-530-55  
38



S33

羊毛	40%
カシミア	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製  
01496-14 ODR

プルオーバー（品番「MEJ32-530」）

下げ札

STYLE **MEJ32-530-55**

SIZE 38

QUALITY

羊毛	40%
カシミヤ	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会 RA  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

4548513088465



4548513088465

¥28,350 (27,000)






MEJ32-530-55  
38 (38)

品質表示タグ

MEJ32-530-55

38



S33

ネット使用 F1  
スチームでうがしアイロンF13  
石油系溶剤で短時間処理後、自然乾燥して下さい。 F67

この素材は、湿摩擦により色が移る場合があります。尚や汗等の湿った状態での摩擦や他の衣料との組合せ及びバック等の持ち物にもご注意ください。 IRO-9

染料の特性上、日光に弱いため、光による色あせにご注意ください。 IRO-10

羊毛	40%
カシミヤ	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

01496-14 ODR

## 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

#### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 （省略）

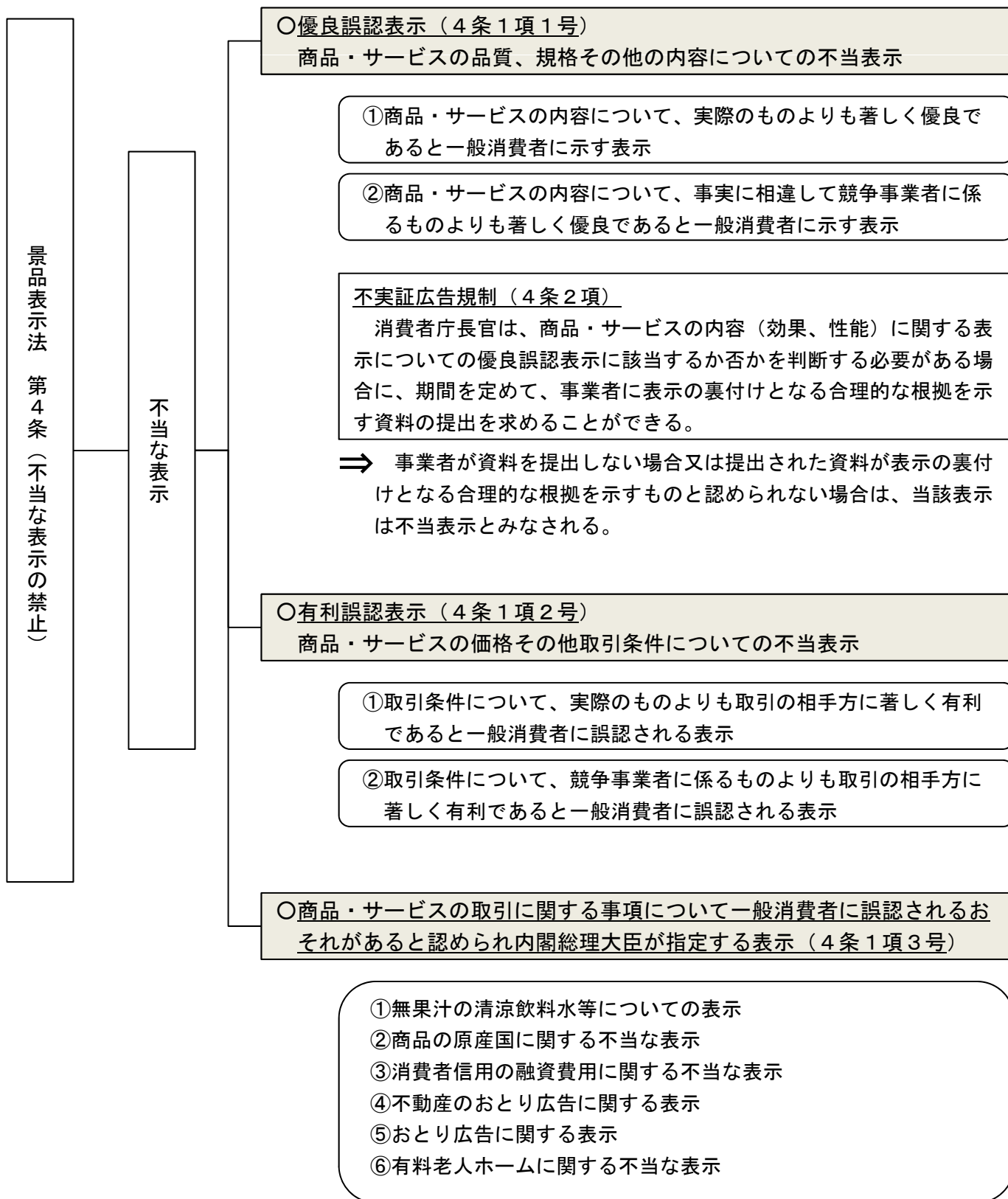
### ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年八月十四日政令第二百十八号）

#### (消費者庁長官に委任されない権限)

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第97号

平成21年12月9日

株式会社三陽商会

代表取締役 杉浦 昌彦 殿

消費者庁長官 内田 俊一

(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が販売する「MACKINTOSH PHILOSOPHY」の商標を付した別表の「品番」欄記載の3品番に係るニット商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条第1項第1号の規定に違反する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が平成21年8月11日ころから同年9月25日ころまでの間、本件商品の下げ札及び品質表示タグにおいて行った「カシミア25%」との表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った公示及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

#### 2 事実

- (1) 株式会社三陽商会（以下「三陽商会」という。）は、東京都港区海岸一丁目2番20号に本店を置き、衣料品の製造販売業等を営む事業者である。



(2) ア 三陽商会は、平成20年1月1日付けで、婦人用衣料品等について、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国に所在するマッキントッシュ社が有する「MACKINTOSH PHILOSOPHY」の商標の使用許諾を得ている事業者との間において、同商標の使用に係る再許諾契約を結んでおり、本件商品に同商標を付し、直営店舗において一般消費者に販売していた。

イ 三陽商会は、本件商品について、委託先製造業者に下げ札及び品質表示タグを取り付けさせているところ、当該下げ札及び品質表示タグの表示内容を自ら決定している。

ウ カシミヤはカシミヤ山羊の毛であり、カシミヤを使用した商品は、その光沢や滑らかな触感、保温力に優れていること等から、一般的に高級品として認識されている。

(3) 三陽商会は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成21年8月11日ころから同年9月25日ころまでの間、本件商品の品質について記載した下げ札及び品質表示タグ（別添写し1ないし3）において、「カシミヤ25%」と記載することにより、あたかも、本件商品の原材料としてカシミヤが25パーセント用いられているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該商品の原材料にカシミヤは用いられていなかった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、三陽商会は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項に基づく教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であって

も、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 異議申し立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 別 表

品番	衣料品の種類	色番
MEJ34-530	ベスト	06 (グレー)
		55 (ブラウン)
MEJ35-530	カーディガン	06 (グレー)
		55 (ブラウン)
MEJ32-530	ブルオーバー	06 (グレー)
		55 (ブラウン)

下げ札

STYLE **MEJ34-530-06**

SIZE **38**

QUALITY

羊毛	40%
カシミヤ	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会 RA  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

4548513089427



4548513089427

¥25,200 ( 24,000 )



MEJ34-530-06  
38 (38)

品質表示タグ

MEJ34-530-06

38



S33

羊毛	40%
カシミヤ	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

01496-14 ODR

下げ札

STYLE **MEJ35-530-55**  
SIZE 38  
QUALITY

羊毛	40%
カシミヤ	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会 RA  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製





4548513089489  
  
4548513089489

¥29,400 (28,000)

  
  
  
MEJ35-530-55  
38 (38)

品質表示タグ

MEJ35-530-55  
38

S33

羊毛	40%
カシミヤ	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

01496-14 ODR

下げ札

STYLE **MEJ32-530-55**

SIZE 38

QUALITY

羊毛	40%
カシミア	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会 RA  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

4548513089465



4548513089465

¥28,350 (27,000)





MEJ32-530-55  
38 (38)

品質表示タグ

MEJ32-530-55

38



S33

ネット使用 F1  
スチームでうかしアイロン F13  
石油系溶剤で短時間処理後、自然乾燥して下さい。 F67

この素材は、湿摩擦により色が移る場合があります。顔や汗等の湿った状態での摩擦や他の衣料との組合せ及びバック等の持ち物にもご注意ください。 FRO-9

染料の特性上、日光に弱いので、光による色あせにご注意ください。 FRO-10

羊毛	40%
カシミア	25%
アンゴラ	20%
ナイロン	15%

株式会社 三陽商会  
C.R.室 電話0120-340-460  
中国製

01496-14 ODR